

「ながの夢応援基金」へご寄付いただいた場合の減税について

1 寄付による減税額の内容は

1月から12月までの1年間にお支払いいただいた長野市に対する寄付金のうち、2,000円を超える額について、個人住民税と所得税がそれぞれ減税されます（減税される個人住民税の上限は、個人住民税の所得割のおおむね1割です）。なお、減税されるためには、原則として確定申告が必要となります。

減税額は、次の①、②、③の合計額となります。

個人住民税の減税額	(基礎控除)	① (寄付金 - 2,000円) × 10%
	(特例控除)	② (寄付金 - 2,000円) × (90% - A%)
所得税の減税額		③ (寄付金 - 2,000円) × A%

- ・ ②及び③のA%は、所得税の税率です。
- ・ ②は、個人住民税の所得割額の1割が上限となります。
- ・ 所得税の税率、個人住民税の所得割額は、家族構成や給与収入額等により異なります。

具体例は・・・

夫婦と中学生以下の子ども2人の世帯で、給与収入額700万円（所得税の限界税率20%・個人住民税の所得割額371,500円）の方が長野市へ50,000円の寄付をされた場合

長野市への寄付 50,000円		
所得税の減税額 9,600円	個人住民税の減税額 38,400円 〔 基本控除額 4,800円 特例控除額 33,600円 〕	減税後の 実質負担額 2,000円
← 減税額計 48,000円 →		

2 寄付による減税額の計算方法は（前頁の具体例を用いた場合）

夫婦と中学生以下の子ども2人の世帯で、給与収入額700万円（所得税の限界税率20%・個人住民税の所得割額371,500円）の方が長野市へ50,000円の寄付をされた場合

《寄付による減税額の計算方法》

《具体例では…》

■住民税の減税額

- ① 長野市への寄付金額から、控除対象外の2,000円（一律）を引きます。 → ① 長野市への寄付50,000円－控除対象外2,000円＝48,000円
- ② ①で求めた額に10%を乗じます。
〔個人住民税の基本控除〕 → ② 48,000円×10%＝4,800円
〔個人住民税の基本控除額は4,800円〕
- ③ 90%から所得税の限界税率20%を引いた70%を①で求めた額に乘じます。
〔個人住民税の特例控除〕 → ③ 90%－所得税限界税率20%＝70%
48,000円×70%＝33,600円
〔個人住民税の所得割額の1割は37,150円なので限度内〕
〔個人住民税の特例控除額は33,600円〕
- ※③の額は、個人住民税の所得割額の1割が上限
- ④ ②+③の額が翌年度の住民税から減税されます。 → ④ 4,800円＋33,600円＝38,400円
〔個人住民税の税額控除額〕

■所得税の減税額

- ⑤ 長野市への寄付金額から、控除対象外の2,000円（一律）を引きます。 → ⑤ 長野市への寄付50,000円－控除対象外2,000円＝48,000円
- ⑥ ⑤で求めた額に所得税率を乗じます。
⑥の額が、所得税から減税されます。
〔所得税の減税額〕 → ⑥ 48,000円×所得税率20%＝9,600円
〔所得税の減税額が9,600円〕

■減税額の合計

- ⑦ 長野市へ寄付をすることによって、④で求めた額と⑥で求めた額の合計額が減税されます。 → ⑦ 38,400円(④)＋9,600円(⑥)＝48,000円
長野市へ50,000円の寄付をすると、48,000円が減税されますので、実質負担額は2,000円となります。

※ご不明な点は、長野市教育委員会体育課までお問い合わせください。

(TEL:026-224-5083 FAX:026-224-7351 E-mail:taiiku@city.nagano.nagano.jp)